

平成 2 2 年千葉市教育委員会会議
第 6 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成22年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 平成22年6月16日(水)

午後2時 開会

午後3時45分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委員 長 津田 英彦
委員 岩沼 静枝
委員 内山 英夫
委員 梅谷 忠勇
委員 和田 麻理
教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 武田 昇 学 事 課 長 芝崎 易生
教 育 総 務 部 長 西田 典夫 教 職 員 課 長 三野宮純一
学 校 教 育 部 長 時田 猛 指 導 課 長 小寺 道明
生 涯 学 習 部 長 宇留間 正 保 健 体 育 課 長 井谷 芳明
千 葉 高 等 学 校 長 布留川 厚 教 育 セ ン タ ー 所 長 山下 正敏
稲 毛 高 等 学 校 長 奥 山 慎 一 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 奥 村 兼 弘
総 務 課 長 森 島 俊 之 生 涯 学 習 振 興 課 長 裕 戸 利 一
企 画 課 長 高 須 右 一 社 会 体 育 課 長 成 毛 博 光
学 校 財 務 課 長 伊 藤 太 一 中 央 図 書 館 長 鹿 間 陸 郎
学 校 施 設 課 長 初 芝 勤 総 務 課 主 幹 川 名 和 弘

書 記 総 務 課 長 補 佐 南 久 志 総 務 課 人 事 係 長 中 尾 嘉 之
総 務 課 委 員 会 係 長 小 池 正 彰 総 務 課 主 査 補 諏 訪 瑞 穂
総 務 課 総 務 係 長 小 柳 寛 総 務 課 主 任 主 事 藤 井 拓 也
総 務 課 経 理 係 長 市 川 康 次

- 1 開会
津田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
津田委員長より岩沼委員を指名
- 4 会期の決定
平成22年6月16日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成22年第4回定例会及び第2回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第32号から議案第36号までを非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 「新宿小学校の過大規模校化への対応に関する要望書」について
企画課長より報告があった。
報告事項(2) 平成23年度に開校する新設校の校名検討について
企画課長より報告があった。
報告事項(3) 千葉県立高等学校改革に係る評価・検証の進め方について
企画課長より報告があった。
報告事項(4) 「中学校夜間学級設置に関する検討のまとめ」について
学事課長より報告があった。
報告事項(5) 平成23年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
教職員課長より報告があった。
 - (3) 臨時代理報告
報告第6号 千葉県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
学事課長より報告があった。
報告第7号 千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部改正について
社会体育課長より報告があった。
報告第8号 千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正について
社会体育課長より報告があった。
報告第9号 千葉県体育施設設置管理条例の一部改正について

社会体育課長より報告があった。

報告第10号 財産の取得について

教育センター所長より報告があった。

(4) 議決事項

議案第28号 平成23年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第29号 平成23年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第30号 平成23年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第31号 平成23年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第32号 千葉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第33号 千葉市立博物館協議会委員の任命について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第34号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

社会体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第35号 千葉市図書館協議会委員の任命について

中央図書館長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第36号 県費負担教職員の処分について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 「新宿小学校の過大規模校化への対応に関する要望書」について
津田委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項(1)『「新宿小学校の過大規模校化への対応に関する要望書」について』について、報告します。

この要望書は、「新宿小学校の過大規模校化への対応に関する代表協議会」座長及び副座長より、平成22年5月31日に提出されたものです。

これまでの経緯ですが、新宿小学校は将来、過大規模校化が予想されており、その対応を図るため、平成21年11月に、教育委員会より「神明町・出洲港地区を寒川小学校区へ学区調整し、周辺校を含め広域的な適正規模校化を図るため新設校を設置する。」との基本案を示しました。平成22年2月より、地元自治会、新宿小中学校PTA役員等で構成する代表協議会で慎重な協議を重ねていただいた結果、新宿小学校の過大規模校化への対応については、「学区の変更を行うことなく校舎の増築によりその対応を図ること。」、「その場合、将来の新宿中学校の大規模校化を見据え、中学校に増築することが望ましい。」との、委員22名全員による合意が得られ、要望書が提出されたものです。

要望書の内容ですが、要望項目は「1 現状の新宿小学校区を維持すること。」、「2 新宿小学校の一部学年と新宿中学校生徒の双方に対応できる校舎を、新宿中学校へ増築すること。」、「3 児童生徒の教育環境の改善について、特段の配慮をすること。」、「4 小学校と中学校の連携を図り、その利点を活かした教育活動を進めること。」、「5 その他、新宿小学校と新宿中学校が、子どもたちに夢と希望を与え魅力ある学校となるよう努めること。」の5項目です。

今後の予定ですが、教育委員会で「要望書」の内容を審議し、市として決定した後、地域や保護者の皆様に説明を行います。

岩 沼 委 員 「児童生徒の教育環境の改善について、特段の配慮をすること。」との要望事項があります。校舎の増築は進めていくとのことですが、学校図書館の蔵書数や、特別教室、校庭、体育館の使用割振り等、普通教室の増築だけでは対応できない部分が出てくると思います。当然、教育環境改善の努力はされていくと思いますが、すぐに対応できないこともあるということは、代表協議会との間である程度合意できているということなのではないでしょうか。

企 画 課 長 図書館や体育館等については、周辺施設の利用等を含めて、ワーキンググループを作って検討していきます。また、周辺施設を利用するために児童が移動する際、周辺住民の方のご協力が必要となりますので、併せて検討していきます。

津 田 委 員 長 具体的な利用案は何か出ているのでしょうか。

企画課長 本日、第1回目のワーキンググループを開催しますが、たとえば体育施設については、ポートアリーナのサブアリーナを週1回借りる等の案を検討します。

岩沼委員 新宿小学校は、今後、最大で39学級となる推計が出ているとのことです。これは、現在の本市の学校規模からすると2～3校分に当たるような、かなり大きな学校となります。学校、教育委員会が最大限努力したとしても、そのような状況下では、細かい支障が発生して、全てを100%満足できるということは考えられないと思います。代表協議会と教育委員会で、一番良い道を作っていくという気持ちで、協力していくことが必要であると思います。

和田委員 「小学校と中学校の連携を図り、その利点を活かした教育活動を進めること。」との要望がありますが、現時点で小中連携の具体的なアイデアはあるのでしょうか。

企画課長 新宿中学校には、登戸小学校、弁天小学校からも進学してきますので、両校からの入学者と格差が生じないように工夫していく必要があります。ワーキンググループには、小中学校の職員も参加していますので、具体的な方策については、今後検討が進むものと考えています。

志村教育長 これまで小中一貫校は、小規模校を統合して移行する例が多かったのですが、本件は、大規模校化解消方策の中で、小中一貫校に類する形態ができるということで、おそらく全国的にも例がないと思います。現在のところ、ハード面の対応は一定の目途がつかいましたが、ソフト面については未知数の部分があり、たとえば、チャイムのタイミングひとつについても協議する必要があります。ワーキンググループに学校関係者が入ることになりましたので、細部にわたり検討し、児童生徒の教育環境を守ることを最優先に進めていきたいと考えています。

津田委員長 この要望については、当然メリットもありますが、同時に様々なデメリットもあると思います。今後の代表協議会や地元の方への説明の際、デメリットの部分も詳しく説明し、情報の共有を図っていただくようお願いいたします。

報告事項(2) 平成23年度に開校する新設校の校名検討について

津田委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項(2)「平成23年度に開校する新設校の校名検討について」、報告します。

平成23年4月に、「鎌取第三中学校（仮称）」、「真砂第一中学校・真砂第二中学校統合校（仮称）」、「真砂第一小学校・真砂第四小学校統合校（仮称）」、「真砂第二小学校・真砂第三小学校統合校（仮称）」及び「高洲第一小学校・高洲第二小学校統合校（仮称）」の5つの新設校が開校します。

これら5校の校名検討についてですが、5月～6月に保護者・住民を対象としたアンケート調査を実施します。アンケート結果をもとに、7月の校名検討委員会において校名選定を行い、校名を内定します。その後、12月の第4回市議会定例会に小中学校設置条例の一部改正議案を提出します。

報告事項(3) 千葉市立高等学校改革に係る評価・検証の進め方について

津田委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項(3)「千葉市立高等学校改革に係る評価・検証の進め方について」、報告します。

平成17年6月に策定した「千葉市立高等学校改革基本方針」に基づき、平成19年度、市立千葉高等学校に単位制を導入するとともに、市立稲毛高等学校には中高一貫教育を導入し、稲毛高等学校附属中学校を開校しました。改革後4年を経過した今年度は、単位制導入後初の卒業生と、中高一貫教育導入後初の内進生が出た年度であることから、本市の高等学校改革の成果と課題を洗い出し、魅力ある市立高等学校づくりの推進に資するため、評価・検証の「中間まとめ」をすることとしました。

評価・検証の進め方ですが、教育委員会の内部研究組織として「千葉市立高等学校改革評価・検証研究会（以下、「研究会」という。）」を設置し、志願倍率、進路状況、教育課程等の基本調査、小・中校長会対象意見交換会、現場校長・教頭・教務主任等対象聞き取り調査、生徒・保護者対象アンケート調査等、各種調査結果をもとに、改革の成果と課題を洗い出し、「中間まとめ」を策定します。なお、「中間まとめ」は、今年度末の教育委員会会議に報告するとともに公表することとします。

今後の予定ですが、6月に基本調査、6月28日に研究会の第1回会議、7月に小・中学校長会代表による意見交換会、8月～10月に聞き取り調査、アンケート調査をそれぞれ実施し、11月以降に、調査結果をもとに会議を開催し、「中間まとめ」を策定します。なお、「最終まとめ」は、中高一貫教育校初の卒業生が出ることから、平成25年度に実施します。

和田委員 市立千葉高等学校の単位制について、特に3学年で文系・理系に別れてからの選択ができるという特色があると思いますが、これは、他の公立高等学校でも進められているようなことなのでしょうか。

学校教育部長 県立幕張総合高等学校が単位制を実施しており、市立千葉高等学校だけが特別ということではありません。県立高等学校の流れを受けて3年生での単位制を実施しています。

和田委員 私立では当然のことかもしれませんが、公立学校で実施するにあたり特段の不都合はないということですね。

岩沼委員 単位制は、大学進学など将来の進路決定によく対応できるよう導入されたと思いますが、それ以外に、日々の学校生活や人間形成といったところにも影響はあったのか、また、稲毛高等学校については、附属中学校で、高等学校の教員が中学生を指導することもあるとのことから、内進生と一般の入学試験を経た入学者との違いがあるのかといったところも、今後の調査等でデータを収集してください。

報告事項(4) 「中学校夜間学級設置に関する検討のまとめ」について

津田委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(4)「『中学校夜間学級設置に関する検討のまとめ』について」、報告します。

中学校夜間学級設置についての検討は、第2次5か年計画に位置付けられ、平成18年度より5年間で結論をまとめることとされています。平成19年10月に、「中学校夜間学級設置検討委員会」を設置し、平成21年度には、庁内に事務担当職員による検討会議を設置し、開設準備等について具体的に検討をしてきましたが、千葉県教育委員会教職員課との夜間学級設置についての事前協議においては、「学級開設の同意は難しい。教員の定数配置も現状ではできない。」との回答を受けています。

夜間学級は、もともと、戦後の混乱期で未就学の方や、中国からの引き揚げ者で残留孤児の方等へ、中学校義務教育の機会を与えるために設置されたものですが、現在の求めるニーズは大きく変化しています。

県との協議を踏まえ、設置検討委員会では、「本市教育ニーズが、夜間学級設置の目的とは相違していること」、「他政令市の状況」、「市民要望の状況」等を理由に、「現時点では夜間学級は設置できない。」と結論付け、「夜間学級に限らず、広く教育ニーズ

への対応を検討すべきである。」との方向で、検討結果をまとめました。

今後の方向性についてですが、検討委員会からは、教育ニーズに対して、既存制度や事業の拡充により対応することや、教育ニーズに対応した学習の場を検討する会議を設けることが要望されています。これまで、第2次5か年計画の中で、夜間学級設置について、検討委員会委員より、多くのご意見をいただき、本市の教育ニーズと課題が整理され、共通理解できたことは、大きな成果であったと考えています。今後は、教育ニーズに対応した学習の場を検討する会議の設置に向けて準備を進めていきます。

梅谷委員 現在、夜間学級への入級者は、主に「不登校生徒」、「日本語習得のための外国籍生徒」、「中学校を卒業したが、もう一度中学校教育を受けたい者」となっており、そもそもの制度設計と実態が乖離しているとのことですが、不登校や日本語習得等、何らかの対応、援助の必要がある子どもはどのくらい見込んでいるのでしょうか。また、結論として「設置できない」とのことですが、困っている子どもは実際にいる訳で、何らかの形で学習の場、指導体制を展開しなければいけないと思います。例えば、不登校対策としては適応指導教室の設置等を実施していますが、現存制度の拡充の他、検討委員会で話し合われた方法はどのようなものですか。

学事課長 不登校の児童生徒については、本市で非常に手厚く対応していることから、夜間学級への通級を希望する子どもの数は把握していません。外国籍児童生徒については、大洲中学校の夜間学級に通っている子どもが5～6人おります。また、もう一度中学校教育を受けたいという人については、実態を把握していません。これからのニーズの把握については、全庁的な検討会議の中で、それぞれが把握している課題について話し合っていくよう考えています。

梅谷委員 実態をきちっと把握してください。それに基づいて、「夜間学級の開設」、「夜間学級以外の施設整備」、「既存施設の活用」等の検討をすべきです。

津田委員長 中間報告のまとめが出た以上は、実態を把握し、そのデータを示していただかないことには議論のしようがありません。夜間学級に代わるもので何か考えたいとのことでしたが、具体的に検討していることはあるのですか。

学事課長 担当者レベルでの検討ですが、夜間に限らず夕方や放課後の時間帯に通うことのできる施設はできないか、といった話が出ています。

内山委員 本市で夜間学級を開設した場合、どの程度の入級希望があると考えていますか。

学事課長 現在、大洲中学校に通っている外国籍の子ども5～6名の他、日本語を十分に習得できていない方の需要もあり、1クラス程度の人数の希望があるのではないかと考えています。

和田委員 帰国子女も増えているのではないのでしょうか。例えば欧米では、外国の子どもたちが現地の学校に入学しても、その子どもたちに対して、現地の言葉に馴染むような特別の指導が、当たり前のように実施されているので、そのような教育に慣れている子どもや保護者は、公立の学校に行けば、ある程度言葉が不自由でも何とかなるのではないかと考えた考えを持っている場合も多いのではないのでしょうか。現在は、地域のボランティアの方の協力等で対応していると思いますが、帰国子女に対しても、外国籍の子どもと同じように考えて対応いただけると良いと思います。

学事課長 昨年頃から体験入学の希望が増えています。子どもが戻ってくるとなると、以前在籍した学校で体験したいとの希望が多いと把握しています。学校長の許可があれば、以前在籍した学校で体験入学できるような形をとっています。

報告事項(5) 平成23年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

津田委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(5)「平成23年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」、報告します。

去る4月12日から5月19日まで志願者の受付を行いました。今年度の募集人員は約1,520人で、昨年度より75人増となっています。志願者数は7,557人で、いずれの校種においても昨年度の志願者数を上回り、全体で約1,000人の増となりました。全体の倍率でも5倍と、昨年を上回る志願状況となっています。

本年度の選考の特色としては、(1)志願者総数が昨年度と比較し約1,000人増加していること。(2)平成20年度から実施している県外選考について、従前の岩手大学に加え、小学校を対象として秋田大学と北海道の北翔大学の2会場を増やし3会場としたことで、約800人の志願者を確保することができたこ

と。(3) 選考の公平性・透明性を一層確保する観点と、より人間性を重視した選考を実施するため、これまで5段階制で評価していた個別面接と模擬授業を点数制として、個別面接の配点を100点、模擬授業の配点を50点としたことが挙げられます。

今後の予定ですが、一次選考を7月11日(日)に実施し、7月下旬から8月上旬に合否通知、二次選考を8月下旬に実施し、最終の合否通知を10月上旬から中旬に予定しています。合否通知は、郵送に加え、ホームページ上で合格者の受験番号を公表します。

岩 沼 委 員 先生になりたいという志願者を県内だけではなく、県外で広く募集する努力をされてきたことの成果が、毎年、目に見える形で上がってきており、よかったと思います。さらに工夫を重ねて頑張ってください。

和 田 委 員 岩手会場の受験者数が677人で、ほぼ千葉会場の受験者数の1割に達していますが、岩手会場の受験者はかなり増えているのでしょうか。

教職員課長 昨年度の岩手会場受験者は603人であり、増えてきています。

報告第6号 千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学 事 課 長 報告第6号「千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について」、報告します。

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行に伴い、同法の規定を踏まえて、千葉市立高等学校の授業料を徴収しないこととするため、条例の一部を改正する必要があることから、条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理しましたので報告します。

報告第7号 千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正について

報告第8号 千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正について

報告第9号 千葉市体育施設設置管理条例の一部改正について

津田委員長 報告第7号から第9号までについては関連があるため、社会体育課長、一括して説明をお願いします。

社会体育課長 報告第7号「千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部改正について」、報告第8号「千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改

正について」、報告第9号「千葉市体育施設設置管理条例の一部改正について」、報告します。

今回、「千葉市スポーツ広場設置管理条例」に規定する使用料並びに「千葉ポートアリーナ設置管理条例」及び「千葉市体育施設設置管理条例」に規定する利用料金について、「千葉市財政健全化プラン」及び「千葉市公共施設使用料等設置基準」に基づき、受益者負担の適正化と自主財源の確保とを図る観点から改定を行うものです。

本市スポーツ施設の利用料金については、昭和62年4月以降23年間、消費税の導入、税率の変更に伴う改定以外、大幅な料金改定を行っていない状況です。

スポーツ施設の利用料金単価は、施設の管理運営費に受益者負担率の50%を乗じ、利用コマ数等で割ったものとし、料金を改定する際には、現行料金の1.5倍を上限としています。

なお、今回の料金改定は、都市公園やコミュニティセンター等に設置されている同種・同規模のスポーツ施設と利用料金等が同一となるよう、関係部局との調整を行っています。

料金改正を行う施設は、テニスコート、体育館、野球場、屋外プール、柔・剣道場、弓道場等です。千葉ポートアリーナの利用料金の一部と、夏季料金を除く北谷津温水プール、こてはし温水プールの利用料金は、利用者が負担すべき管理運営コストを上回っていますので、今回は改定しないこととしています。

改定後の利用料金については、新旧対照表のとおりです。条例の施行日は、平成23年4月1日です。今後、施行に向けて、利用者の方へ分かりやすい説明と広報に努めていきます。

なお、体育施設、千葉ポートアリーナ、スポーツ広場は、平成23年4月から新たな指定管理者となり、スポーツ広場は本条例案に定める額で使用料を徴収しますが、ポートアリーナと体育施設については、次期指定管理者が、条例で規定する額の範囲内において利用料金を定めることとなります。

内山委員 利用者へのPR、広報はいつごろからどのような形で実施するのでしょうか。

社会体育課長 市議会での議決後、ホームページ、市政だよりへの掲載、施設への掲示のほか、各団体の役員会等でも周知していきます。なお、育成団体の代表の方へは説明を行い、概ね了解を得ています。

報告第10号 財産の取得について

津田委員長 教育センター所長、説明をお願いします

教育センター所長 報告第10号「財産の取得について」、報告します。

小学校・特別支援学校校内LAN整備に伴うサーバー式等の取得について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

取得財産の内容は、校務用サーバー式、パーソナルコンピュータ 1,900台、プリンタ 122台で、取得予定価格は5億1千30万円です。

中学校では、平成17年度に校内LANを整備し、平成18年度にセキュリティ対策を実施していますが、小学校・特別支援学校では、第2次5か年計画の「校内LAN整備」が先送りとなり、現在未整備の状況にあることから、今回、国の平成21年度補正予算を活用し、校内LAN用コンピュータの整備及びセキュリティが確保された電子情報処理を可能とする校務用システムを整備するものです。

取得する財産とその内訳は、(1)教育センター内に設置する「校務用サーバー式」、(2)「パーソナルコンピュータ1,900台(内訳は移動式ノート型1,776台、職員室管理用122台、図書室2台)」、(3)「職員室用プリンタ122台」で、取得の相手方は、富士通株式会社千葉支社です。

今回の案件は、校務用サーバを含めたネットワークシステムの調達であることから、価格だけでなく、技術及び保守運用までを評価し落札者を決定する必要があるため、「総合評価落札方式」としたところ、市内業者1社、準市内業者6社の計7社から、入札資格申請がありました。

最終的に技術回答書の提出は、「富士通株式会社千葉支社」と「日本電気株式会社千葉支社」の2社からあり、5月17日の調達総合評価委員会において、技術点と価格点の合計得点が優位な「富士通株式会社千葉支社」を落札者に決定しました。落札者の決定基準については、児童生徒の個人情報扱う必要性から、セキュリティの確保ができ、なおかつ児童生徒や教職員が使いやすいシステムとするため、技術点の比率を高くし、価格点との比率は7:3としました。

平成22年第2回市議会定例会での議決を経て整備に着手し、

夏季休業期間を中心にLAN配線工事を実施し、9月から各学校へのコンピュータの設置を進め、その後試験運用期間を経て、平成23年2月より供用を開始する予定です。

予算については、平成21年度一般会計補正予算で5億1千8百万円を措置しました。その内訳は、国の学校情報通信技術環境整備事業費補助金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金が、それぞれ2億5千9百万円となっています。

内山委員 ハードウェアにソフトウェアも入っていると考えてよろしいでしょうか。

教育センター所長 端末自体にはソフトウェアは入っていません。ソフトは教育センターにあるサーバに入っており、それを使うこととなります。

議案第28号 平成23年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第28号「平成23年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

昨年度からの主な変更点は、(1)入学者選抜の日程を遅くしたこと。(2)前期・後期選抜の選抜枠を変更したこと。(3)前期・後期選抜とも5教科の学力検査を実施すること等です。2回の受検機会を設けることについては昨年と同様で、昨年度までの「特色ある入学者選抜」を「前期選抜」に変更しました。「前期選抜」では、第1日に県共通の学力検査を、第2日に高等学校ごとの検査を行います。なお、選抜枠は各校で決定することができます。

海外帰国生徒の特別入学者選抜ですが、昨年度と同様に、志願者があれば稲毛高等学校で実施します。昨年度は2名の受検がありました。

中国等帰国生徒の特別入学者選抜については、志願者があれば、いずれの高校でも実施するもので、昨年度と同様です。昨年度受検者はおりませんでした。

「後期選抜」ですが、県共通の学力検査及び面接等を1日で行います。なお、面接等の検査は、各高等学校が必要に応じて検査を実施するものです。また、中学校の校長から送付される調査書については、資料に調査書の一部を掲載してあります。調査書の評定については、中学校ごとの格差を修正し、資料と

しての公平さを確保することを目的として、算式で求めた数値を選抜の資料とします。

「前期選抜」の選抜枠や2日目の検査内容等、入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成23年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定めます。

梅谷委員 平成22年度の基本方針と比較すると、22年度の「志願要件」が、23年度では「期待する生徒像」に変わっていますが、これはなぜでしょうか。「期待する生徒像」といったものは、入学者を選抜する側で設定して判定材料にするものと思いますが、あえて、基本方針の中に入れた理由は何でしょうか。

学事課長 それぞれの学校では、子どもを教育する際に、具体的な生徒像を作成しており、それに向けて教育活動を進めていきます。その教育活動の基となる大きな部分をはっきりさせていくということが大きな点かと考えています。

梅谷委員 この「基本方針」は、受検生や保護者等が見ることになるのでしょうか。他にもこういった「生徒像」といったものを入れている「方針」はあるのでしょうか。

学事課長 あります。

梅谷委員 それに倣った形なののでしょうか。

学事課長 そうです。

津田委員長 私も「期待する生徒像」には違和感を覚えます。

学事課長 県立高校と同様の記載となっています。

岩沼委員 「志願要件」が「期待する生徒像」に替わった他、日程を遅くする、前期、後期共に5教科の学力検査を課す等の変更がありますが、結局、何を目的として方針が変わり、全体のやり方が変わってきたのか、よくわかりません。志願してくる子どもたちにとっても、自分が行きたい学校を考えると知っていなければいけないことになるかもしれないので、もう一度説明をお願いします。

学事課長 入学者選抜が現在のやり方となって、かなりの年数が経過し、その中で学力の低下傾向が懸念されることや、中学校の教員から、進学先が早期に決まってしまうことで、特に3学期の教育活動に支障が出るとの声があったことを解消するため改定となったものです。

津田委員長 先ほど、県立高等学校もこうなっているからと聞きましたが、県立高等学校は、平成22年度「志願要件」でなく「期待する生

徒像」となっていたのですか。

学事課長 22年度は「志願要件」となっていました。

岩沼委員 やはり最低限の学力、このレベルは最低限持ってほしいといったところを強く打ち出すことが必要になってきていることがひとつと、中学校の現場で、進路がすでに決まった生徒とそうでない生徒という、精神的な状況が全く違う子どもに対して教育活動を行うことが難しくなっていることによって、方針をこの様に変更したと理解してよいでしょうか。

学事課長 そこまで言いきれない部分もありますが、実態として、現場では後期の1～3月の教育活動が、子どもたちにとって良くないという声はあります。

議案第29号 平成23年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

津田委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第29号「平成23年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

応募資格、募集定員、通学区域、入学検査料については変更ありません。

出願期間は、冬季休業の1週間前を目安とし、平成22年12月15日（水）、16日（木）の2日間です。昨年度実施した平成22年度入学者の募集では、840人の出願がありました。出願書類、出願場所に変更ありません。検査の実施日は、平成23年1月23日（日）です。平成23年度の高校入学者選抜が改善され、「前期選抜」の日程が10日遅く実施されること、県私学協会からの要望、県立千葉中学校の日程も考慮し、1月23日（日）の実施としました。

検査内容及び方法、選抜の方法は変更ありません。

選抜結果の発表は平成23年1月31日（月）、入学確約書の提出は平成23年2月3日（木）正午までです。日程については、2月に決定しております。

その他、上記以外の募集、願書、学力検査、選抜方法等については、「平成23年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定めます。

議案第30号 平成23年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択方針について

津田委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第30号「平成23年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」ですが、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

採択対象となる教科用図書は、小学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書です。

小学校用教科用図書は、前回、平成16年度に採択が行われました。今年度、採択をお願いいたしますのは、「小学校用教科書目録」に掲載されている教科用図書で、平成23年度に使用されることとなります。

次に、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度、採択していただいているものです。特別支援学校・特別支援学級においても、文部科学省の検定を経た教科用図書、または、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することを原則としていますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。採択期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条に、「使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならない。」と規定されています。

採択方法ですが、教科用図書選定委員会及び専門調査委員会を設置し、調査研究と選定を行い、その報告を受け、8月上旬に、教育委員会会議において採択をお願いすることとなります。採択は、千葉県教育委員会教育長通知に示される、「採択基準」及び「選定資料作成の基本的観点」をもとに、児童生徒及び地域性への適合等を勘案し行っていただきます。

最後に、これらの採択に関わる資料に関しては、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じ、採択が終了する日の翌日である9月1日以降、公開したいと考えています。

議案第31号 平成23年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

津田委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第31号「平成23年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。

高等学校の教科用図書については、千葉市立高等学校管理規則第19条に、「教科書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき

教育委員会が採択するものとする」とされています。

校長は、管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた「教科書編集趣意書」等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。これらの手続きを経た選定に基づき、教育委員会が採択を行うこととなります。

採択は、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案し行っていただきます。

議案第32号 千葉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

委員長 保健体育課長、説明をお願いします。

保健体育課長 議案第32号「千葉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について」、説明します。

学校給食センター運営委員会は、学校給食センター設置管理条例第4条の規定により、給食センターの運営に関する事項を審議していただくため設置しています。現在の委員は、本年6月30日をもって任期が満了するため、新たに委員を委嘱及び任命するものです。新たに委嘱及び任命する者は、「大野定行」他9人、委嘱及び任命年月日は平成22年7月1日で、任期は平成24年6月30日までの2年間です。

議案第33号 千葉市立博物館協議会委員の任命について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第33号「千葉市立博物館協議会委員の任命について」、説明します。

委員の離任に伴い、博物館法第21条の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。任命する者は、「色部和子」、任命年月日は平成22年6月16日、任命期間は平成22年6月16日から平成23年5月31日までです。

議案第34号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長 議案第34号「千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について」、説明します。

千葉市スポーツ振興審議会委員の任期満了に伴い、千葉市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。任命する者は「霜礼次郎」他9人、

任命年月日は平成22年7月1日、任命期間は平成22年7月1日から平成24年6月30日の2か年です。なお、新任者は「谷藤千香」他2人です。

次に、千葉市スポーツ振興審議会の概要ですが、「スポーツ振興法」及び「千葉市スポーツ振興審議会に関する条例」に基づき、千葉市教育委員会の諮問に応じて、スポーツ振興に関する事項について調査審議をすることを目的に設置しているものです。委員数は10名、任期は2年で、各種スポーツ関係団体代表、スポーツ医学者代表、大学准教授、公募委員から構成されています。平成20～21年度は、「千葉市スポーツ振興計画」についてテーマを設定し、「千葉市における現況と課題」や「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査の結果」等をもとに審議いただき、平成22年3月に、千葉市スポーツ振興計画中間のまとめについて「提言」をいただきました。

議案第35号 千葉市図書館協議会委員の任命について

委員長 中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 議案第35号「千葉市図書館協議会委員の任命について」、説明します。

千葉市図書館協議会委員の任期満了に伴い、図書館法第15条の規定に基づき、新たに委員を任命しようとするものです。任命する者は「日暮一美」他9人で、うち8人が新任です。任命年月日は平成22年7月1日、任命期間は平成22年7月1日から平成24年6月30日までの2年間です。所属及び役職名については、参考資料に記載のとおりです。

千葉市図書館協議会の概要ですが、「図書館法」及び「千葉市図書館設置条例」に基づき、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。」ことを目的に設置しています。委員数は10人で、任期は2年、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から構成されています。なお、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」は公募委員です。

委員 名簿を見ると、今回、新任委員が多く委嘱されているようですが、何か理由があったのでしょうか。

中央図書館長 任期満了に伴って新たに委員を選任するもので、各団体に委員の推薦をお願いしたところ、このような新しい委員が多い構成となりました。

議案第36号 県費負担教職員の処分について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第36号「県費負担教職員の処分について」、説明します。

中学校教諭による不適正な経理に関する処分について、千葉市教育委員会組織規則第8条第5号の規定に基づき、議決を求めるものです。

被処分者は「千葉市立●●中学校教諭 ●●●●● ●●歳 男性」、処分内容は「戒告」です。処分理由ですが、被処分者は、千葉市立●●中学校教諭として同校に勤務していたところ、平成17年～20年度に、消耗品等を現金で量販店等から購入し、別の取引業者から現金を受領していました。取引業者は受け取った領収書に利益を上乗せして学校へ請求し、市会計処理されるという公金の支払いとして不適切な処理を行ったものであります。

個人が現金で量販店等から購入した点や結果的に業者から購入したように装った点、また、業者が利益を上乗せしていたことを被処分者がおおよそ気づいていた点から、その責任については重く問われるものと判断しました。

被処分者は、平成17年度よりコンピュータによる成績処理が開始され、そのための物品が必要となったことが発端となり、インク、USBメモリー、プリンタ等を購入しました。業者に頼んで購入しても、自分で購入しても同じことであるという認識であり、千葉市に損失を出したとの意識もなかったのですが、不適正な経理処理であるとの指摘を受け、自分の認識が甘かった点について後悔しています。また、千葉市の損害金の支払いおよびポイントの返還についても承諾するとともに学校関係者をはじめ多方面にご迷惑をおかけしたことについても深く反省をしています。

こうした本人の聴取内容等をもとに、6月1日に服務監理委員会を開催し、懲戒処分の指針をはじめとする各種法規及び市長部局の処分量定等を参考にしながら今回の処分の内容を検討しました。

その結果、今回の行為は、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職の信用を著しく傷つけるもので、地方公務員法第33条に規定される信用失墜行為であることは明白であり、同法第29条第1項第1号(法令・条例に違反)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)に該当するものと認め、戒告処分とする

ものです。

なお、平成17年～20年度において、管理監督者であり経理主任である校長、経理副主任及び指定検査員である教頭並びに起案者である事務職員については、支出命令書発行までの書類審査、納品等の点検確認等の業務に適正を欠いていたと判断し、文書訓告が妥当であると判断しています。

8 その他

- (1) 指定都市教育委員・教育長協議会について、岩沼委員より報告があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩 沼 委 員 6月9日に新潟市で行われた「指定都市教育委員・教育長協議会」に出席しました。国に対する要望事項のとりまとめ、文部科学省の教育行政説明等が行われました。特に、国に対する要望事項の中の、「学力・学習状況調査の実施については～悉皆調査で実施することも含め検討されたい。」との表記について、かなり活発な意見交換がありました。「悉皆調査の場合、『調査結果が示されるまでにかかなりの時間がかかり、調査結果に基づいた指導改善がなされないまま、次の年度になってしまう。』、『学校ごとの点数を開示してほしい等の情報公開請求への対応。』、『学校や地域の差をメディアが取り上げることで、現場が動揺する。』等の弊害がある。」「学力や学力と生活態度の関連性等については、多くの都市で実施している独自調査で把握可能であり、調査結果のフィードバックも早くできるので、抽出調査で良い。」「全校実施を前提に指導計画を組んでいるため悉皆調査を希望する。」等の意見が交わされ、結局、議論を踏まえ、事務局で再度文案を提案するということになりました。

指 導 課 長 本市でも2年前まで、小学校3年生・5年生、中学校2年生を対象に独自調査を実施していました。結果も早く出すことができ、翌年度の早い時期に、その結果を指導に反映することができました。文部科学省の学力・学習状況調査は、結果が示されるまでに大変時間がかかることから、千葉市全体としてどのような学力状況にあるのかを把握するため、来年度から実施される新学習指導要領を受けて、千葉市独自の学力調査問題により調査を実施することが最も望ましいと考えており、教育センターとも協力しながら検討していきます。

岩 沼 委 員 千葉市としては、悉皆方式による学力・学習状況調査より、独自の学力調査の方が有効と考えているということで良いでし

ようか。

指導課長 結構です。

(2) 5月に実施した教育施設の視察について、和田委員、岩沼委員より所見が述べられた。

和田委員 5月に園生小学校、養護教育センター、児童相談所の視察を行いました。

園生小学校は、給食業務が民間委託されているということで、調理員の方などから意見や感想を聞くことができ、人員の融通も含めて非常にスムーズに行われているということでした。

また、児童相談所では、児童虐待の話の際に、学校現場からの通告がもっと多くともいいのではないかとの感想を持っている職員がいました。虐待の疑いがあるという段階での通告判断は非常に難しいと思います。通告をしやすい状況を作っていくことが大切だと感じました。

岩沼委員 給食についてですが、食器がスプーンのみであったことや、ピラフの上にコロケが乗っている盛りつけ等、違和感を覚えるところがありました。自分の記憶では、このようなメニューであれば、ご飯とおかずを別に盛りつけてあったように思います。単に食べるということだけならいいのかもしれませんが、目で見て楽しんで食べるとか、これはなんだろうと考えながら食べるとか、そういった五感を働かせながら食べる給食になっていないように感じました。給食業務の民間委託は、学校経営の面からは良い面もあると思いますが、今回の「食器」や「盛りつけ」に関しては、一般人としてみた場合、少し違和感を覚えました。人員確保等、現場の苦労はよくわかりますが、「給食により、子どもに『食』を教えていく」という視点から、給食業務を運営していただきたいと思います。

(3) 学校評議員制度について、和田委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

和田委員 学校評議員について、例えば、中学校区全体で地域の育成団体等に依頼して推薦を行っているという地域もあるようですが、特に校長からの推薦に依らなくても良いといった規定はあるのでしょうか。

学事課長 「千葉県学校評議員の運営に関する要綱」において、校長の推薦に基づき教育委員会が委任すると規定していますので、あくまで現場の校長の推薦によるという形になります。

和田委員 校長が、地域の実情を踏まえた上で、育成団体等に推薦を依頼するという方法についてはどうでしょうか。

学事課長 問題ありません。

和田委員 要綱に、個人として意見を述べることと、学校評議員会等の会議の中で意見を述べることの2本立てで意見を徴収するとありますが、実質的には、個人として意見を述べる機会がなく、会議において、事務局が作成した非常に詳細な資料を見て、感想、意見を述べさせていただいているのが実情です。あれだけの資料を作成する事務局があって、さらに学校評議員がいるということの効果、有効性についてはどのように考えていますか。例えば、学校評議員制度ができたことによって、このような新しいことができたといった具体事例はありませんか。

学事課長 自分も学校現場にいた時、学校経営の評価、反省を次年度の計画に生かしていくということについては非常に心強く、また、やらなければいけないことだと考えていました。ただいまの委員の発言のように、職員に負担をかける部分はあるかと思いますが、教育を進めていく上では必要なことであると考えています。ただ、あまりにも細かな、評議員のためだけの資料にならないように気をつけていかなければならないと思っています。

岩沼委員 職員の負担にもなっているというお話ですが、一方で町内自治会の関係者の方に伺ってみると、評議員会の会議の他、学校行事等への出席案内も非常に多く、実際のところ負担に感じているといった声が多く聞かれました。

学校としては、自治会や地域の方に広く学校を知っていただき、協力を得るため、多く接点を持とうと努力しているのかと思いますが、これまでのお話を総合すると、各々が相手のことを気にし過ぎて、実は重荷になっているといったところがあるように感じます。それぞれの内情を聞き、全員にとって過度の負担にならず、気持ち良くできる接点を見出し、開催頻度や場所等について一度見直してもいいのではないのでしょうか。

和田委員 地域や学校によって非常に差があるようです。私の地区では、評議員の会議は年に2～3回、学校行事については、ご案内をいただく程度で、「必ず出席を」ということにはなっていません。岩沼委員の言われたとおり、一度見直しをすると良いと思います。

また、一度評議員として委嘱されると、同じ方が長期間務めることも多く、評議員制度が始まってから、メンバーの入れ替え

は保護者会の代表だけといったこともあるようですので、評議員の任期を決めるとまではいかなくとも、ある程度循環していくような形をとった方が新しい意見が入ってくるのではないのでしょうか。

学 事 課 長 ご意見をありがとうございました。学校としては、地域の方が育成委員や評議員等として関わっていただくことや、学校行事に来ていただくことは大変ありがたいことであり、子どもたちとのつながりを持っていただくという意味でも非常に重要なことと捉えております。地域の方にも、また、学校の教職員にも過度の負担にならないような形が採れば良いと思っています。

(3) 次回第7回定例会は、平成22年7月21日（水）午後2時00分より開催することと決定した。

9 閉会

津田委員長より閉会を宣言